

被害者支援の原点に戻って
私たちが望んだ支援
私たちが受けた支援

大阪教育大学附属池田小学校事件
殺人犯罪被害者

<Homicide Survivor>

酒井 肇

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

1

講演内容

1. 平成13年6月8日 大阪教育大学附属池田小学校事件とは
2. 殺人犯罪被害者が受ける被害
3. 絶望の淵での思い、絶望の淵からの回復
4. 事件の再発防止への願い
5. 私たちが受けた支援
6. 私たちが知りたかった事、参加した事
7. 絶望の淵からの回復に必要な事
8. 被害者支援の枠組み
9. 犯罪被害者等基本法
10. 私たちが望む被害者支援 「被害者に『寄り添う』支援」
11. 犯罪被害者支援 「成功のカギ」

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

2

平成13年6月8日 大阪教育大学附属池田小学校 事件とは

平成15年6月8日 8遺族と文部科学省・大阪教育大学・
附属池田小学校との合意書「事件の概要と経過」より

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

3



内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

6

殺人犯罪被害者が受ける被害

私たちの場合

最愛の娘、麻希を・・・

彼女には、何の罪も落ち度も無いのに
家庭の次に安全だと信じていた学校で
あの様な犯罪に巻き込まれて喪った
悲しみは、決して癒されない！

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

4

絶望の淵での思い (犯罪被害者共通の普遍性を含む)

1. 答え無き永遠の問いかけ
「なぜ、娘は、死ななければならなかったのか？」
2. 事件の真実を知りたい
「あの時、何が起きたのか？」
「娘は、どうだったか？」
3. 事件の発生原因を知りたい
「なぜ、あの事件は、起きてしまったのか？」

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

7

“It has been said that a child who loses his parent is an orphan,
a man who loses his wife is a widower, a woman who loses her
husband is a widow.
There is no name for a parent who loses a child,
for there are no words to describe the pain.” Mr. M. Bloomberg

親をなくした子供を孤児という。
伴侶をなくした夫を寡夫、妻を寡婦という。
子供をなくした親を呼ぶ言葉はない。
「その痛みを言葉で表すことは出来ないからだ。」

2004年9月、ニューヨーク市の「9・11」同時テロ追悼式典で
M. ブルームバーグ市長が述べた追悼の辞の一節

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

5

絶望の淵からの回復 (犯罪被害者共通の普遍性を含む)

1. 責任所在の明確化
「誰が、何をしたから／何をしなかったから
あの事件が起きたのか？」
2. 責任ある者の心からの謝罪
「娘や私たちに心から謝って欲しい！」
3. 生き続ける意味の再認識
「安心できる生活を取り戻して、生きていきたい！」
4. 事件の再発防止への願い
「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

内閣府 国民のつどい
Dec. 1st, 2009

8

事件の再発防止への願い

「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

1. 小学生や未就学の子供が被害者となった傷害事件
H16年の1年間 **519件**発生(前年対比 **17.4%増!**)
殺人事件(未遂を含む) **112件**(前年対比 **23.1%増!**)
うち未就学児童が被害にあったケース **86件**
(前年対比 **30.3%増!**) <警察庁発表 読売新聞より>
2. 「警察が認知した殺人や強盗などの重要犯罪」
H16年の1年間 22,568件(前年対比 5.9%減・9年振り)
子供を狙った連れ去りなどの略取・誘拐 **320件**
(前年対比 **12.7%増!**) <警察庁発表 日本経済新聞より>
3. 「学校不法侵入や登下校時の事件件数」
H11年 1,042件 ⇒ H14年 **2,168件**(3年間で約2倍に急増!)
<産経新聞より>

A. 実質的な支援となった出来事

1. 事件発生時(平成13年6月8日)
「超・混乱期」
2. 事件直後(事件後、数週間まで)
「混乱期」
3. 事件後(事件後、数ヶ月まで)
「事実の認識開始」
4. 現在に至るまで(事件後、約8年6ヶ月間)
「具体的な事実・問題認識」「問題解決努力」

事件の再発防止への願い

「二度とあの様な事件は、起きてほしくない！」

4. 小学生が被害に遭う事件(警察庁調査)
H18年(2006年)1-6月だけで、**12,768件**発生!(約**71件**!/1日)
1998年1-6月に比べると、5年間で、約**2,000件**増加!
5. 13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の被害者数の推移(平成20年版 犯罪白書)
暴行及び傷害において、平成10年と比べて大幅に増加している。
19年の各罪名(強姦を除く。)の被害者数に占める女子の比率を見ると、強制わいせつが89.7%と最も高く、次いで、略取誘拐・人身売買70%、暴行45.8%の順であった。

犯罪被害者視点での 支援検証のフレームワーク

1. 3ステップ
①<状況>分析 「被害者はどんな状況におかれているか」
②<思い>把握 「被害者はどんな思いでいるのか」
③<支援>検証 (PDCAサイクルにおいて)
何が出来て、何が出来なかったのか?
「支援というサービスを受取る立場=犯罪被害者」に
どういう評価をされたのか? ⇒「で、どう改善するか」
2. 犯罪被害者の「ニーズ:何を必要としているか」
①「顕在化している」ニーズ:何を必要としているか、明らか。
②「潜在化している」ニーズ:何が必要か、わからない。

私たちが受けた支援

A. 実質的な支援となった出来事

⇒特別な事件の特別な支援でなく、その教訓が生かされ、普遍的な支援となる事を望む

B. 実質的な支援とならなかった出来事と原因

C. 当時は分からなかったが、今にして思えば、
こんな支援を受けたかったと思う事

1. 事件発生時「超・混乱期」①

<状況>

搬送先の阪大病院で、娘の死を告げられる

<思い>

娘に何が起きたのか分からない!
夢か現実か分からない!
これからどうすれば良いのか分からない!
・・・「被害者支援」の概念さえ無かった!

<支援>

大阪府警被害者対策室の方々との出会い
帰宅の付添い、洗濯物のとり込み、カーテンでの遮蔽など
※早期危機介入(クライシス・インターベンション)の重要性
⇒「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」

2. 事件直後「混乱期」①

<状況>

我が子の無言の帰宅、お通夜とお葬式に
私たちを取り巻く報道陣の取材・取材申し込み

<思い>

娘と過ごす最後のかけがえの無い時間
そっとしておいて欲しい！

<支援>

大阪府警被害者対策室による報道陣の排除
⇒警察にしか出来ない被害者支援のひとつ

3. 事件後「事件の認識開始」①

<状況>

数週間後、校舎が取り壊される事を知る

<思い>

あの日、何が起きたかもさえ、知らないのに
事件現場が無くなるのは、困る！

⇒「新聞で知った」常磐大学 長井教授
(カウンセリング心理学、臨床心理士)に連絡

<支援>

長井教授による校舎改築や被害者支援の
考え方の提示・提案 (後に校舎改築検討委員会、
メンタルサポートチーム、同アドバイザー会議に参加)

2. 事件直後「混乱期」②

<状況>

きょうだいの幼稚園復帰

<思い>

幼稚園の受け入れ態勢や送迎の確立

<支援>

「幼稚園カウンセラー」武庫川女子大 倉石先生
による受け入れ態勢確立
大阪府警被害者対策室による幼稚園の送迎援助
(極めて重要かつかけがえの無い支援ではあったが、
今にして振り返るとたった11日間であった。しかし
現時点においても最も「支援」の実感を得た支援だった)

3. 事件後「事件の認識開始」②

<状況>

犯人が起訴さえされない可能性がある事を知る

<思い>

犯した罪にふさわしい刑罰をうけるべき！

<支援>

「知人の法律家」による上申書・署名活動の助言
「長井教授から紹介された」犯罪被害者による
署名活動の助言
PTA・一般市民の方による署名活動(学校の安全
を求める署名と同様80万人以上にご協力頂く)

2. 事件直後「混乱期」③

<状況>

我が子を喪った事と報道を通じた社会の反響や
事件の及ぼした影響の認識開始

<思い>

世の中でこんな不幸に遭うのは私たちだけという
孤独感や孤立感、絶望感

<支援>

あすの会(全国犯罪被害者の会)岡村代表、
ご遺族、常磐大学 諸澤学長(当時)らの弔問

3. 事件後「事件の認識開始」③

<状況>

マスメディアの重要性は認識出来るが、壮絶な
報道被害による嫌悪や憎悪を抱いている

<思い>

私たちの思いを世の中に伝えたい！
私たちと同じ苦しみを味わった遺族と語りたい！

<支援>

「長井教授から紹介された」理解あるメディアの協力
アメリカの被害者支援組織、コロンバイン高校事件
など遺族の面会の協力
⇒アメリカでの早期危機介入の実態を知る

3. 事件後「事件の認識開始」④

<状況>

犯行時は、犯人と子供達だけの状況であると同時に
その後の状況も含めた娘の様子が分からない

<思い>

娘が、どこで刺されたのか、それからどうなったのか
知りたい一心・・・でもどうしたら良いのか分からない

<支援>

大阪府警による事件現場の血痕のDNA鑑定で、
事件後、約5ヶ月後に娘の足取りが分かる
⇒娘の苦しみ・悲しみ・痛み、そして頑張りを知る

4. 現在にいたるまで ③

「具体的な事実・問題認識」「問題解決の為の努力」

<状況>

数々の作業、面談、交渉、移動、資料入手などに
かさむ手間と時間で満足に子供の相手が出来ない

<思い>

子供の面倒をみたい！子供の状況を把握したい！

<支援>

「幼稚園カウンセラー」武庫川女子大 倉石先生の
提案による保育ボランティアの手配
保育ボランティアによる子供の状況の把握

4. 現在にいたるまで ①

「具体的な事実・問題認識」「問題解決の為の努力」

<状況>

刑事公判の流れ、内容が分からない

<思い>

娘に関する事は全て知りたい！
柵の外からでも公判を理解して、関わりたい！

<支援>

警察、検察による直接相談、説明会の開催
公判の傍聴(以前は出来ない場合があった！)
証人としての発言、意見陳述、ビデオリンク
「長井教授から紹介された」垣添弁護士ら支援
弁護士による証拠の請求、公判記録の謄写など

4. 現在にいたるまで ④

「具体的な事実・問題認識」「問題解決の為の努力」

<状況>

平成15年8月28日刑事公判(死刑)判決言い渡し
被告人からは相変わらず、何ら謝罪の言葉さえ無い
それに加え、弁護人は謝罪の意識を持たせる事を理由に
控訴申し立て。(⇒最終的に、被告人による控訴取り下げ
⇒死刑確定～平成16年9月14日死刑囚の死刑執行)

<思い>

人間としての正しい行為をして欲しい

<支援>

長井先生、垣添先生ら支援者による継続的な支援の
約束(臨床心理士と弁護士の支援チーム)

4. 現在にいたるまで ②

「具体的な事実・問題認識」「問題解決の為の努力」

<状況>

学校の安全管理に問題があった事を知る

<思い>

責任の所在の明確化と再発防止を求めたい！

<支援>

「長井教授より紹介を受けた」垣添弁護士ら
支援弁護士の協力で、文科省、大学、小学校と
交渉(平成15年6月8日 合意書の締結)

4. 現在にいたるまで ⑤

「具体的な事実・問題認識」「問題解決の為の努力」

<状況>

日本の被害者支援を取り巻く環境や状況が分からない。
その上で何が問題となっていて、その対策において、
私たちが何のお役に立てるかも分からない

<思い>

私たちへの支援の教訓が生かされる事により、今後の
被害者支援の充実へつながる事を願う

<支援>

全国被害者支援ネットワーク 山上皓会長との出会い
⇒被害者支援の情報提供・ご助言・ご指導
⇒「被害者の想いを発信する」事の重要性
例：平成13年全国被害者支援ネットワーク・シンポでの発言

B. 実質的な支援とならなかった出来事と原因

1. 大阪教育大学(学校危機メンタルサポートセンター)の支援
⇒事件の発生および拡大に関与した当事者
※第三者の関与と支援の検証が必要
2. 事件直後に大阪教育大学より派遣された精神科医の支援
⇒不適切な状況把握と精神面のみを問題視
※多方面の情報入手による正確な状況把握と実質的支援
3. 信頼関係が確立する以前の被害者支援弁護士の支援
⇒専門家による被害者の真のニーズの誤解
※専門家の従来の価値観や思考・行動の改革

私たちが知りたかった事、参加した事

1. 署名活動 ①
学校の安全と犯人が犯した罪に相応しい刑罰を求めた。
2. 校舎改築
子ども達が楽しく過した思い出の詰まった校舎を残し、安全な学校に改築する。
3. 事件現場に残る血痕のDNA鑑定、刑事公判娘の死とそれに関わる事はすべて知る。
4. コロンバイン高校訪問
私たち同様、学校で子どもを喪った親との交流を求めた。

C. こんな支援を受けたかったと思う事 ①

1. 事件発生時「超・混乱期」

何をしてもよく分からない。支援の必要性さえ分からない。
⇒早期危機介入時に被害者に発生する問題とそれに対する対応策を客観的に提案して下さる支援者が欲しかった！

2. 事件直後「混乱期」

麻希や私たちがどんな報道をされているか知らない。
ふと気がつくとなんな報道をされていて傷ついた。
⇒マスコミ対応の提案やマスコミと私たちの中に入り、調整をして下さる支援者が欲しかった！

私たちが知りたかった事、参加した事

5. 国、大阪教育大学、附属池田小との合意書締結
謝罪、賠償、事件の再発防止を求めた！
6. 学校の安全に向けての活動
二度とあのような事件が起きない様に！
7. 被害者支援の充実に向けての活動
私たちが受けた支援を日本のスタンダードに！
8. 報道被害の軽減に向けての活動
私たちが受けた報道被害が今後起きない様に！

C. こんな支援を受けたかったと思う事 ②

3. 事件後「事件の認識開始」

数週間後、校舎が取り壊される事を知り、何とかしなくては！
と思っただ、誰にどう相談し、どんな支援を受ければ良いかわからなかった。
苦労して、悩んだ挙句、「新聞で知った」常磐大学 長井教授(カウンセリング心理学、臨床心理士)に我々から連絡した。
<幸いにも、長井教授には、長期的に最適な支援を受ける事が出来た。…もし、「新聞で知ることが無かったら？」>
⇒「被害者」が「置かれる状況」や「抱える問題」に応じて、「最適な」支援に容易に辿り着く事が出来るしくみが必要。

絶望の淵からの回復に必要な事 ①

「エンパワーメント」と「つながりの再生」

「エンパワーメント」

再び人生に向き合っていく力を取り戻す事

「つながりの再生」

自分の人生の主導権を取り戻し、
人との信頼関係を再び築いていく事

絶望の淵からの回復に必要な事 ②

1. Knowing 知る



2. Participating 参加する



3. Achieving 達成する

コミュニケーション
Communication

犯罪被害者等基本法 基本理念(第3条)

1. 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
2. 被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
3. 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行なう

被害者支援の枠組み

<ヒト> ※被害者を取り囲む連携プレーが重要

8家族、犯罪被害者、友人・知人、PTA、大阪府警、大阪府、被害者支援組織（例：全国被害者支援ネットワーク）、臨床心理士、ソーシャルワーカー、精神科医、弁護士、保護司、マス・メディア、世間の方々 + 行政連携

<モノ>

気持ち、有益情報、資料・文献、集い、相談窓口・担当部署
※超混乱期の被害者でもたどり着ける「名前」と「しくみ」
法律（現在・そして今後の法改正での被害者保護：犯罪被害者基本法制定・施行+学校安全法制定への道）

<カネ>

国・地方自治体での予算化（支援活動を支える活動資金、支援金・給付金など）

犯罪被害者等基本計画 4つの基本方針

1. 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
2. 個々の事情に応じて適切に行なわれること
3. 途切れなく行なわれること
4. 国民の総意を形成しながら展開されること

犯罪被害者等基本法 目的

第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護

1. 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
2. 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
⇒犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

犯罪被害者等基本法 5つの重点課題

1. 損害回復・経済的支援等の取組み 42施策
 2. 精神的・肉体的回復・防止への取組 69施策
 3. 刑事手続への関与拡充への取組 43施策
 4. 支援のための体制整備への取組 75施策
 5. 国民の理解の増進と配慮・協力への取組 29施策
- 合計 258施策**

推進体制に関するもの(19項目) 計画期間 5年

犯罪被害者等基本法 私の最も期待する条文

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

第24条 内閣府に特別の機関として犯罪被害者等
施策推進会議を置く。

2-2 (前略)犯罪被害者等のための施策の
実施を推進し、並びにその実施の状況を
検証し、評価し、及び監視すること。

私たちが望む被害者支援 ② 「被害者に『寄り添う』支援」

3. 私たち被害者は、被害者の心理状態の分析や
カウンセリングのみを望んでいない。
(最愛の娘をあのような事件で喪って心に傷が
あるのは、当然といえる)
私たちが生きていく為の実質的な支援を願いたい。
4. 被害者支援が被害者自身の精神的・肉体的
負担を増す事が無い様な配慮を願いたい。
「だれの為の支援か？」を考えて頂きたい。

平成20年度版「犯罪被害者白書」

平成20年10月24日 内閣府が公表。手記記載

1. 犯罪被害者支援の施策

2008年 7月 被害者や遺族への給付金の支給上限の
引き上げ

2008年12月 裁判で被告人に質問できる「被害者参加制
度」が始まる

＝犯罪被害者視点での施策推進

2. 犯罪被害者からの相談窓口の設置したり、設置を決めた

自治体 都道府県-約8割、政令指定都市-約5割

市区町村-約2割にとどまる。

＝認識が十分でなく取り組みが低調

私たちが望む被害者支援 ③ 「被害者に『寄り添う』支援」

5. (それまでの人生で、支援に関する専門家とは
支援という形で接していないので)専門家との
接触や関係には十分に配慮して頂きたい。
＝ソーシャルワーカー、ファシリテーター的な
役割の重要性
6. 専門家が専門家ゆえに陥りやすい
落とし穴に注意して頂きたい。
(固定観念、先入観、慣習、慣れ、経験、
不適切なサンプリング、視野や思考の狭窄)

私たちが望む被害者支援 ① 「被害者に『寄り添う』支援」

1. 私たちの「おかれている状況」を理解し、
私たちの「思いや希望」を把握し、
「具体的な支援内容」の提示を願いたい。
2. 「何かお役に立てる事があったら、
おっしゃってください」ではなく、
「私たちはこんな事が出来て、こんな役に立ちます」
という具体的なメニューの提示を頂きたい。

被害者支援の成功のカギ

1. 被害者支援のしくみ・体制作り
(ニーズの把握、問題解決の為の具体策提示)
2. 継続的に持続 [含む: 支援の連携]
(支援する側の無理は禁物)
3. 支援の検証・フィードバック
(何が出来て、何が出来なかったか。
何が役にたって、何が役に立たなかったか。)
⇒支援を受けた被害者が協力する事の必要性

さいごに

起きた事件や、子ども達の死は、私達
遺族だけのものではありません。

それを知るすべての人々が、それを
どのように受け止め、何をするかによ
って、その意味は違って来るのだと
思います。

参考書籍

1. 犯罪被害者支援活動に関する調査研究 被害者支援活動研究会 (H12年3月)
2. 犯罪被害者支援 アメリカ最前線の支援システム 新 恵里 (H12年8月)
3. なにが幼い命を奪ったのか 池田小児童殺傷事件 伊賀興一・他 (H13年7月)
4. 犯罪被害者支援の軌跡「犯罪被害者心のケア」 大久保恵美子 (H13年8月)
5. 犯罪被害者の心理と援助 山上 皓、穴田 富美子 (H13年11月)
6. その日、学校は戦場だった コロンバイン高校銃撃事件 M・バーナル (H14年5月)
7. 犯罪被害者への早期直接的支援の充実に必要な施策についての総合的研究 全国被害者支援ネットワーク (H15年3月)
8. 犯罪被害者支援とは何か 酒井肇、酒井智恵、池埜 聡、倉石 哲也 (H16年7月)
9. <犯罪被害者>が報道を変える 高橋シズエ、河原理子 (H17年1月)